

放送大学ロゴマーク等の使用について

令和4年12月6日

総務部広報課長決定

改正 令和4年12月22日、令和7年2月27日

放送大学学園及び放送大学のマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）に関する規程に関して、使用者の資格を補足し、使用の範囲の具体例の紹介及び使用許可の申請について補足する。

なお、本規程での「使用」は、物品等の製作、番組等の制作及び資料等の作成にロゴマーク等を使うことを示し、作られたこれらを使うことは対象外とする。

また、第6条一から六までの者は、第7条一から十一で認められた範囲内での使用の場合、申請は不要である。

（使用者の資格）

第6条 ロゴマーク等を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 本学

二 本学の役職員

（補足）職務に関連する場合。第7条一から十に該当。

三 放送大学の学生

（補足）学業における諸活動においてその所属を示すことが必要な場合。第7条十及び十一に該当。

四 放送大学学生規則（平成22年10月13日放送大学規則第2号）第9条の規定に基づき結成される学生団体

（補足）第7条十及び十一に該当。

五 主に放送大学の学生であった者により構成される団体のうち、理事長があらかじめ認めた団体

（補足）第7条十及び十一に該当。各SCを基に結成された同窓会・校友会等、及び同窓会連合会。

六 放送大学学園会計基準に規定する関連公益法人等

（補足）第7条五に該当。印刷教材を出版する放送大学教育振興会が該当。

七 その他理事長が許可した者

(使用の範囲)

第7条 ロゴマーク等の使用は、次に掲げる範囲とする。

一 本学の学位記、賞状、各種証明書等の公式文書

二 看板、旗、公用車等、本学の設備及び備品

三 本学が製作する文具等の物品

(例) 広報イベント参加者へ無償配布する記念品

四 本学の役職員の名刺

(例) 本学の役職員が業務遂行において使用

→在学生等の名刺については、以下「十」及び「十一」で説明する。

五 本学の印刷教材

(例) 放送大学教育振興会が発行する放送授業の印刷教材

六 本学が発行する出版物、印刷物及び広報等に関する資料 (インターネットを利用して提供するものを含む。)

(例) 本部及び各学習センターが発行する広報用チラシ、リーフレット等

(例) 本部及び学習センターが開設し運用するウェブサイト及び SNS アカウント

(例) 役職員個人及び学生個人が開設する SNS アカウントにおけるロゴマーク等が写り込んだ画像の使用 (アイコン等へのロゴマーク等の使用は不可)

七 本学が制作する放送番組等及びそれに関する映像・画像並びに関連する広報活動等

(例) 「キャンパスガイド」等の告知番組

(例) 本学の生涯学習番組

(例) 放送授業やオンライン授業のウェブ単位認定試験のコンテンツ

八 本学が制作する広告等

(例) 業務委託により制作されたインターネット画像広告、テレビ映像広告

九 本学の授業及び講演会に関する資料

(例) 面接授業のレポート課題や試験問題用紙

(例) ライブ Web 授業の配布資料

(例) 公開講演会の配布資料 (電子データ含む)

十 本学を所属先として行う発表用資料（学会・研究会等を含む）

（例）本学教員及び在学生在が執筆した研究論文等の発表プレゼンテーションスライド、配布資料、所属を示すための名刺等

十一 前条第四号及び第五号の活動に伴う備品、資料等

（例）学生サークル活動で使用する「看板」「ポスター」「のぼり」「配布資料」「名刺」等

（例）同窓会・学友会の活動で使用する「看板」「ポスター」「のぼり」「配布資料」「名刺」等

十二 その他理事長が許可したもの（要申請）

（例）本学と取引のある民間企業が、ウェブサイトで実績アピールのため本学ロゴを掲載

（例）本学の教育コンテンツ及びロゴ等を出版物に掲載し発行

（使用許可の申請）

第8条 前二条に掲げる理事長の許可については、別に定める使用許可申請書により理事長に申請し、許可を受けなければならない。

（補足）使用期間については最長5年とする。また、本学と単位互換に関する協定及び連携協力の覚書を締結する大学・専門学校・自治体・企業・団体等は申請不要とする。

2 提出した使用許可申請書の内容に変更がある場合は、直ちに理事長に申し出て、許可を受けなければならない。